

議会運営検討協議会

報 告 書

第9回

【報告事項】

- ◆ 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討

平成26年3月12日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 閉会中の委員会の開催は、原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とすること。
- (2) 定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる運用に見直すこと。
- (3) その他の常任委員会の開催についての申し合わせについては、現状のとおりとして、見直しは行わないことを確認した。

なお、委員から、現行の閉会中の水曜日、金曜日の開催を変更することについて、慎重な立場の意見もあったことを付記する。

2 議論の概要

(1) 現状

常任委員会は、おおむね次のように開催されている。

- ・ 議会閉会中は、原則として水曜日、金曜日に開催する（新年度の初委員会で確認している）。
- ・ 原則として、本会議終了後2週間程度あけてから委員会を開催する。
- ・ 議会閉会中、連続して1か月以上委員会を開催する場合、原則として月に1回程度、委員会を開催しない週を設定する。
- ・ 通常、招集告示の日の翌々日に、その議会に提出を予定される議案について所管局の説明を受ける。
- ・ 会期中の議案審査のための委員会は、予算議会は3日間、その他の定例会は2日間とする。また、それぞれ1日予備日を設定する。
- ・ 追加議案が提出される場合は、提出日に所管局から追加議案の説明を受ける。
- ・ 新年度に理事者の紹介及び事業概要の説明のための委員会を1日又は2日開催する。
- ・ 必要に応じて、現地視察を行う。

(2) 閉会中の常任委員会の開催曜日の見直し

ア 開催曜日の見直しの必要性

- ・ 現状における閉会中の常任委員会は、原則として水曜日及び金曜日に開催しているため、議員の調査研究活動としての他都市等への視察は、委員会開催日を除外して月曜日及び火曜日に実施されることが多

い。しかし、月曜日を休館日としている施設が多いため、視察の実施に支障を来たすことがあるなど、議員の調査研究活動の日程が十分確保しにくい状況にある。

このような状況を改善して、議員の調査研究活動の時間の充実につながるため、原則、水曜日、金曜日としている閉会中の委員会の開催曜日を見直す必要がある。

- なお、開催曜日の見直しの検討に際しては、開催曜日を固定とするべきかどうか、また、委員会の開催日について、現状の原則週2日を継続するのか、あるいは週1日にまとめることとするのか、その場合には、午前・午後の通しの開催にするのか、午前は現地視察、午後に審査との日程も可能にするのかなどの検討も、あわせて必要となる。

イ 開催曜日の見直しに関する検討内容

- 開催曜日の固定については、委員会で正副委員長及び各委員が協議を行い、曜日にとらわれずに、柔軟に今後の開催日程を決定する方法も考えられるが、この場合は、調整に当たる正副委員長の負担が大きくなると思われる。

また、開催曜日が固定されていると、開催日程を事前に予測できることから、各委員が委員会以外の日程を設定しやすいことや、行政側も委員会对応をしやすいことなどのメリットがあるため、これらの点を考慮すると、原則として開催曜日は固定とすることが現実的と考えられる。

- 開催曜日については、現状の水曜日、金曜日開催のような隔日の委員会開催は効率的でない面もあることも踏まえ、具体的な曜日を検討すると、月曜日は国民の祝日や振替休日となる場合が多いこと、火曜日は現在、執行部側で定例局長会議が開催されており委員会を開催する場合には執行部側との調整が必要になること、週の半ばである水曜日に委員会が開催されると視察に支障があるため、委員会の開催曜日は、木曜日又は金曜日を実施し、視察日程が確保できることが望ましいと考えられる。
- 委員会開催日の日数については、効率的な委員会運営を引き続き推進する観点から、週1日の開催を原則とするよう見直すべきである。その一方で、これまでも、委員会の開催数は委員会の判断により柔軟に対応されてきたところであり、今後とも委員会としての判断を尊重して、各委員会が状況に応じて柔軟に対応することが望ましいため、週2日の開催とするか、あるいは週1日とするか、また必要に応じて午後まで委員会を開催するかなど、具体的な開催方法は今後とも委員会の判断を尊重するべきである。
- これらの点を考慮すると、原則として週1日の開催とし、あわせて状況に応じた委員会活動を可能とするため、予備日を1日設けることがよいと考えられる。

- ・ 以上のとおり、議員の調査研究活動の充実、効率的な委員会運営、執行部側への配慮などを考慮した結果、閉会中の委員会開催は、原則として木曜日とし、予備日を金曜日とするよう見直すこととすべきである。

ウ 慎重な意見の概要

- ・ 請願、陳情の審査の傍聴希望者のことを考えた場合、委員会を午前から午後にかけて開催すると、傍聴を希望する案件が午前中に審査されると思っていたものが、午後にはずれ込んだ場合、傍聴者の予定が合わず、傍聴できないケースも想定されるため、傍聴者への配慮を考慮すると、週に2日間、午前中の開催としている現状の運用のままでよいと考える。
- ・ 特にまちづくり委員会は、請願、陳情の提出件数が多く、週に1日で審査を行うのは困難である。開催を週1日とする見直しには反対である。現行でも必要のないときは開催していないので、現行のとおりとして、運用で改善を図ればよい。
- ・ また、請願、陳情の審査に際しては、事前の準備に多くの時間が必要であり、市民の負託を受けて審査を行っていることを考えると、連続2日間の委員会開催は避けて、審査を十分に行える体制である現状の水曜日、金曜日の開催を維持するべきである。

(3) 定例会の会期中の委員会の開催の見直し

- ・ 会期中の議案審査は、例えばまちづくり委員会において、1日目はまちづくり局、2日目は建設緑政局など、委員会を局ごとに開催している運用が多いが、案件によっては、短時間で委員会が閉会する場合もある。事前の調整により、短時間で委員会が終了することが見込まれる場合などは、正副委員長の判断で、委員会を1日に集約して開催するなど、効率的な委員会運営を行うことができるように見直しを図るべきである。
- ・ また、会期中の委員会開催日は、会期日程の中で位置付けられているため、議案付託が無い場合などでも委員会を開催する必要があることから、所管事務の調査として現地視察を行う場合などもあるが、非効率的な開催は行うべきではない。
- ・ また、予算議会は議案審査のための委員会を3日間設定しているが、短時間で委員会審査が終わる場合も多く、見直しを図るべきである。
- ・ 以上のことから、定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる運用とする見直しを行うべきである。

(4) その他の意見の概要

- ・ 各委員会の所管局によって案件が多いところと少ないところが顕著に

現れてきている面があり、例えば環境委員会の所管局である環境局は、緑政部門が建設緑政局に移管され、環境委員会の案件が少なくなっている現状があるため、今後の検討課題とすべきである。

- これまで、行政の再編に伴い、委員会の所管局の見直しを行ってきた経緯があるが、必要に応じて見直しをすることも検討するべきである。
- 総務委員会、健康福祉委員会、まちづくり委員会のように請願・陳情が非常に多い委員会もあれば、環境委員会のように非常に少ないところもある。案件を1日に集約してよいのかという議論もあるが、委員会の開催日数にも関わってくるため、議論する必要がある。
- 現在、5つの常任委員会を設置しているが、4常任委員会、6常任委員会など、常任委員会の設置数についても検討の余地がある。
- 仮に、通年議会を導入して、請願、陳情の付託の取扱いが随時行われる仕組みになると、請願、陳情の件数が平準化され、審査がスムーズに行えるということが考えられる。今後、会期の見直しを検討した場合の請願、陳情の付託の取扱方法の方向性によって、常任委員会の開催方法のあり方の方向性も見えてくるのではないかと。
- 会期の見直しの議論が進んだ場合には、閉会中の開催から、開会中の位置付けとなることもあり、その場合の委員会のあり方についての調査・研究を行う必要がある。

資 料 編

- 政令指定都市での閉会中の常任委員会決定方法――― 6

○政令指定都市での閉会中の常任委員会決定方法

	具体的な決定方法	申し合わせ等	常任委員会の構成	開催実績 (平成24年度)
札幌市	各委員会ごとに、必要に応じて随時開催。(所管事務の調査、所管施設の調査、請願・陳情の審査等。) 開催候補日については、委員長と協議し、事務局が原局と調整の上、各委員の日程調整を行う。	なし	①総務(11人) ②財政市民(11人) ③文教(12人) ④厚生(11人) ⑤建設(11人) ⑥経済(11人)	①15回 ②16回 ③9回 ④14回 ⑤12回 ⑥9回
仙台市	【議会運営委員会決定事項】により、閉会中の開催については、所管事務のうち特定の事件について閉会中継続審査の議決を得て、定例会において常任委員会が開催された日の属する月を除き、原則として月1回は委員会を開くこととしている。	【議会運営委員会決定事項】 ○常任委員会について 閉会中の開催については、所管事務のうち特定の事件について閉会中継続審査の議決を得、定例会において常任委員会が開催された日の属する月を除き、原則として月1回は委員会を開く。	①総務財政(11人) ②市民教育(11人) ③健康福祉(11人) ④経済環境(11人) ⑤都市整備建設(11人)	①13回 ②12回 ③12回 ④12回 ⑤13回
さいたま市	各常任委員会ごとに決定。(開催候補日についてはあらかじめ委員長と事務局が調整。また、執行部に出席を求める場合においてもあらかじめ調整。)	なし	①総合政策(12人) ②文教(12人) ③市民生活(12人) ④保健福祉(12人) ⑤まちづくり(12人)	①23回 ②17回 ③20回 ④18回 ⑤20回
千葉市	常任委員会ごとに正副委員長と事務局との間で調整し、委員会で協議し決定	なし	①総務(11人) ②保健消防(11人) ③環境経済(10人) ④教育未来(11人) ⑤都市建設(11人)	①8回 ②11回 ③5回 ④5回 ⑤5回
横浜市	各常任委員会で協議の上、決定。(開催候補日についてはあらかじめ正副委員長と事務局が調整。)	なし	①政策・総務・財政(11人) ②市民・文化観光・消防(11人) ③経済・港湾(11人) ④子ども青少年・教育(11人) ⑤健康福祉・病院経営(11人) ⑥温暖化対策・環境創造・資源循環(11人) ⑦建築・都市整備・道路(10人) ⑧水道・交通(10人)	①20回 ②11回 ③8回 ④11回 ⑤13回 ⑥9回 ⑦9回 ⑧8回
相模原市	所管事項調査案件があった場合、委員長が招集	なし	①総務(10人) ②民生(10人) ③環境経済(9人) ④建設(10人) ⑤文教(10人)	①8回 ②8回 ③6回 ④7回 ⑤10回

	具体的な決定方法	申し合わせ等	常任委員会の構成	開催実績 (平成24年度)
新潟市	委員長が日程調整のうえ決定し、開会日を通知	なし	①総務(14人) ②文教経済(14人) ③市民厚生(14人) ④環境建設(14人)	①25回 ②26回 ③26回 ④25回
静岡市	正副委員長と事務局で調整	なし	①総務(9人) ②生活文化環境(9人) ③厚生(9人) ④経済消防(8人) ⑤都市建設(9人) ⑥上下水道教育(9人)	①6回 ②7回 ③6回 ④7回 ⑤7回 ⑥6回
浜松市	正副委員長と事務局が調整する場合の二通り。	【議会運営に関する申し合わせ事項】 原則として、毎月1回、常任委員会を開会し、当局から懸案事項等の報告を受けることとする。	①総務(9人) ②厚生保健(9人) ③環境経済(9人) ④建設消防(9人) ⑤市民文教(8人)	①10回 ②10回 ③11回 ④12回 ⑤10回
名古屋市	各常任委員会ごとに協議の上、決定。(開催候補日についてはあらかじめ正副委員長と事務局とが調整。)	なし	①総務環境(13人) ②財政福祉(13人) ③教育子ども(12人) ④土木交通(12人) ⑤経済水道(13人) ⑥都市消防(12人)	①41回 ②43回 ③38回 ④33回 ⑤41回 ⑥42回
京都市	申し合わせを基に各常任委員会の正副委員長で協議し、開会日を決定のうえ、事務局からその結果を各委員に周知。基本的に委員会の最後で、次の開会日をお知らせする。	【理事懇談会での申し合わせ】 閉会中における委員会の開会は以下のとおりとする。 1 開会する曜日 開会する曜日は、以下を基本とする。 ○経済総務委員会＝月曜日 ○くらし環境委員会＝火曜日 ○教育福祉委員会＝水曜日 ○まちづくり委員会＝木曜日 ○交通水道消防委員会＝金曜日 <備考> 1 当該日が休日の場合 当該日が休日である場合は、翌日(交通水道消防委員会については前日)に開会することができる。 2 開会する週 開会する週については、それぞれの正副委員長協議において決定するが、常任委員会の活性化を図るものとする。	①経済総務(13人) ②くらし環境(13人) ③教育福祉(13人) ④まちづくり(13人) ⑤交通水道消防(17人)	①22回 ②20回 ③22回 ④19回 ⑤17回

	具体的な決定方法	申し合わせ等	常任委員会の構成	開催実績 (平成24年度)
大阪市	委員長、副委員長、各会派の代表者による各派代表者会議で協議の上決定。(開催候補日についてはあらかじめ委員長と事務局とが調整。) 開催に急を要する場合は、委員長、副委員長、各会派の代表者と事務局が個別に調整し、決定することもある。	なし	①財政総務(15人) ②文教経済(15人) ③民生保健(14人) ④計画消防(14人) ⑤建設港湾(14人) ⑥交通水道(14人)	①20回 ②24回 ③17回 ④13回 ⑤9回 ⑥14回
堺市	閉会中の継続審査案件がある場合、委員長と各委員協議のうえ、開催日を決定	—	①総務財政(9人) ②市民人権(9人) ③健康福祉(8人) ④産業環境(8人) ⑤建設(8人) ⑥文教(9人)	①4回 ②4回 ③4回 ④4回 ⑤4回 ⑥4回
神戸市	各常任委員会ごとに協議して決定。(開催候補日については、委員長と事務局であらかじめ調整)	【常任委員会運営方針】 委員会は、少なくとも月1回開催する。(委員会とは、会議のみならず視察も含んでいる。)	①総務財政(12人) ②文教子ども(12人) ③福祉環境(12人) ④企業建設(11人) ⑤産業港湾(11人) ⑥都市防災(11人)	①13回 ②12回 ③9回 ④9回 ⑤9回 ⑥12回
岡山市	閉会中の継続調査事件の申し出を定例会毎にししており、閉会中においては委員会案件があれば委員長・執行部との日程調整後、委員長名で委員会を招集	【議会運営に関する決定事項】 ○本会議、委員会の開会について 委員会招集通知は、原則として1週間前に行う。	①総務(9人) ②保健福祉(9人) ③環境消防水道(9人) ④経済(8人) ⑤建設(9人) ⑥市民文教(8人)	①16回 ②15回 ③11回 ④12回 ⑤10回 ⑥16回
広島市	正副常任委員長会議において、開会月日等が申し合わせされている。	【正副委員長会議における確認事項】 ○閉会中の定例的な常任委員会の運営について 原則として、4月、5月、11月及び1月の報酬支給日の21日(21日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日)に開催。6委員会を午前10時からと午後1時からに分けて開会。午前、午後の振り分けは、正副委員長との協議により行うが、3委員会ずつに振り分けられない場合には、委員長間の調整等により決定。	①総務(10人) ②消防上下水道(9人) ③文教(9人) ④経済観光環境(9人) ⑤厚生(9人) ⑥建設(9人)	①10回 ②9回 ③9回 ④10回 ⑤10回 ⑥9回

	具体的な決定方法	申し合わせ等	常任委員会の構成	開催実績 (平成24年度)
北九州市	先例等を踏まえ、各常任委員会ごとに、正副委員長により決定(委員及び執行部等の日程を事務局が調整)	【先例】 定例会招集告示日から開会前日までは、常任委員会及び調査研究のため設置した特別委員会を開催しないのを例とする。	①総務財政(10人) ②建築消防(10人) ③環境建設(10人) ④保健病院(11人) ⑤教育水道(10人) ⑥経済港湾(10人)	①19回 ②19回 ③19回 ④18回 ⑤17回 ⑥15回
福岡市	各常任委員会ごとに正副委員長、各委員と開催日時を事務局が調整	なし	①第1委員会(13人) ②第2委員会(13人) ③第3委員会(12人) ④第4委員会(12人) ⑤第5委員会(12人)	①16回 ②19回 ③17回 ④17回 ⑤13回
熊本市	各常任委員会ごとに協議の上、決定	なし	①総務(8人) ②企画教育市民(8人) ③福祉子ども(8人) ④環境水道(8人) ⑤経済(9人) ⑥都市整備(8人)	①7回 ②6回 ③6回 ④5回 ⑤8回 ⑥7回
川崎市	議会運営委員会における確認事項を踏まえ、各常任委員会ごとに協議の上、決定。(開催候補日についてはあらかじめ事務局と委員長が調整。)	【議会運営委員会における確認事項】 ○議会閉会中は、原則として水曜日、金曜日に開催する(新年度の初委員会で確認。) ○原則として、本会議(定例会)終了後2週間程度あけてから委員会を開催する。 ○議会閉会中、連続して1か月以上委員会を開催する場合、原則として月に1回程度、委員会を開催しない週を設定する。 ○通常、招集告示の日の翌々日に、その議会に提出を予定される議案について所管局の説明を受ける。 ○必要に応じて、現地視察を行う。	①総務(13人) ②市民(12人) ③健康福祉(12人) ④まちづくり(12人) ⑤環境(11人)	①34回 ②41回 ③32回 ④40回 ⑤30回